

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長 殿
【提出日】 平成29年12月25日
【計算期間】 第2期
(自 平成28年9月27日 至 平成29年9月25日)
【ファンド名】 GCIエンダウメントファンド(成長型)
GCIエンダウメントファンド(安定型)
【発行者名】 株式会社G C Iアセット・マネジメント
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 末永 孝彦
【本店の所在の場所】 東京都千代田区西神田三丁目8番1号
【事務連絡者氏名】 小島 新吾
【連絡場所】 東京都千代田区西神田三丁目8番1号
【電話番号】 03 - 3556 - 5540
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、投資資産のうち伝統的資産に加えてオルタナティブ資産・戦略を活用し、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

<成長型>

投資資産のうちリスク資産のウェイトを増やしつつ、伝統的資産に加えてオルタナティブ資産・戦略を活用して分散されたポートフォリオを構築し、信託財産の長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

<安定型>

投資資産のうちリスク資産のウェイトを抑制しつつ、伝統的資産に加えてオルタナティブ資産・戦略を活用して分散されたポートフォリオを構築し、信託財産の長期的な成長を目指して安定的な運用を行います。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信 その他資産（ ）
追加型	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外...目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合...目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資形態	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	ファミリーファンド	グローバル (日本を含む)	あり
一般	年2回		日本	
大型株	年4回		北米	
中小型株	年6回		欧州	
債券	(隔月)	ファンド・オブ・ファンズ	アジア	なし
一般	年12回		オセアニア	
公債	(毎月)		中南米	
社債	日々		アフリカ	
その他債券	その他		中近東 (中東)	
クレジット	()		エマージング	
属性()				
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信その他資産)資産配分変更型))				
資産複合()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注) 当ファンドはファンド・オブ・ファンズであり、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資します。このため、組み入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)は異なります。

(注) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

その他資産...目論見書または投資信託約款において、組み入れている資産を記載します。

年1回...目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(日本を含む)...目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を含む)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジあり...目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドにつき金10兆円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度額を変更することができるものとします。

ファンドの目的

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、投資資産のうち伝統的資産に加えてオルタナティブ資産・戦略を活用し、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 「エンダウメント」の投資手法を模範とした長期運用を行います

米国名門大学が寄付金(エンダウメント)の運用において実践してきた投資手法・スタイルを模範とし、日本の個人投資家の皆さまが長期にわたり安心して投資していただけるように考えて作られた投資信託です。

エンダウメントの運用方針には次の特徴があります。

- ① 本格的な長期投資
- ② 徹底した分散投資
- ③ オルタナティブ投資の活用
- ④ 個別戦略の運用は外部委託

2 長期分散投資で世界の経済成長に沿った収益の獲得を目指します

投資対象ファンド(投資信託証券)を通じて先進国、新興国を含む世界各国の株式、債券、REITなどに分散投資することで、グローバルな経済成長に沿った収益の獲得を目指します。また、グローバル分散投資によりポートフォリオのリスク低減を図ります。

当ファンドの投資対象

資産クラス一覧	
日本株	海外債券(グローバル 除く米ドル建て)
先進国株(米国)	国内リート(REIT-日本)
先進国株(除く米国)	海外リート(REIT-米国)
新興国株	オルタナティブ戦略
先進国債券(米国)	現金、その他

※投資対象とその比率については、必要に応じて見直します。

また、ETFなど市場流動性の高い商品に投資することにより、ファンドの流動性を確保します。

外貨建資産については、投資判断により対円での為替ヘッジを行うことがあります。

3 オルタナティブ戦略を組み入れます

オルタナティブ戦略をポートフォリオに組み入れることで、市場の下落局面に強いプロファイルを目指します。また、これにより長期的なリスクリターン安定化を図ります。

オルタナティブは英語で「代替」という意味です。株式や債券などの伝統的投資に対して、それ以外の新しい投資スタイルを総称することからオルタナティブ投資と呼ばれています。具体的には、ヘッジファンドやプライベートエクイティ、実物資産、REITなどが挙げられます。

4 運用コストを抑制します

信託報酬を上限年率0.65%（税抜）と低く抑えることで、長期投資に際して継続的に発生する運用コストを抑制します。また、投資信託の規模が一定程度にまで拡大すると信託報酬が逓減する仕組みを採用しております。

伝統資産への投資に際しては、様々なETFを活用することで運用コストの抑制を図ります。各国市場へ上場しているETFのうち、流動性などを考慮しながら、より低コストの銘柄を選別します。

※ファンドの費用の詳細については、後記「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

5 「成長型」「安定型」2つのコース

お客さまのニーズによって、「成長型」と「安定型」の2つのタイプからお選びいただけます。

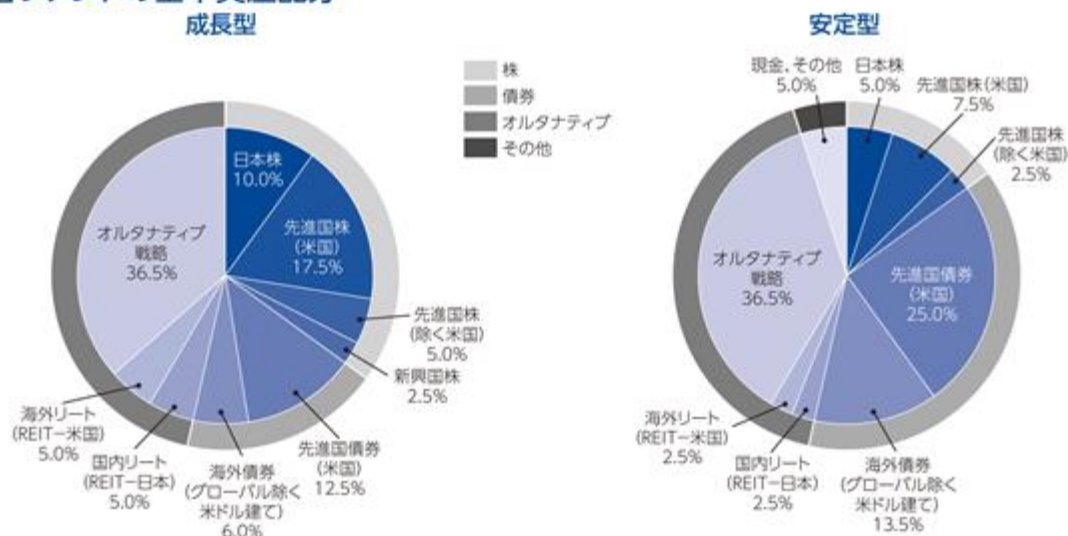
「成長型」

投資資産のうちリスク資産のウェイトを増やしつつ、伝統的資産に加えてオルタナティブ資産・戦略を活用して分散されたポートフォリオを構築し、信託財産の長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

「安定型」

投資資産のうちリスク資産のウェイトを抑制しつつ、伝統的資産に加えてオルタナティブ資産・戦略を活用して分散されたポートフォリオを構築し、信託財産の長期的な成長を目指して安定的な運用を行います。

各ファンドの基本資産配分



※各資産クラスへの配分ターゲットは、40%以内を基本とします。

※各資産クラスへの配分はターゲット・ポートフォリオから5%の範囲内で調整します。5%以上乖離した場合にはリバランスを実行します。

※運用にあたりレバレッジは用いません。

※基本資産配分は、1年に1回程度検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

※上記は、平成29年10月末時点で作成した当節のイメージであり、実際の資産配分比率とは異なる場合があります。

※オルタナティブ戦略については、投資対象ファンド(投資信託証券)により想定されるリスク水準(リターン)の振れの度合いが異なることから、年率標準偏差10%程度を基準として当該資産クラスの基本資産配分比率を決定します。オルタナティブ戦略として組み入れる投資対象ファンド(投資信託証券)の想定リスク水準が基準値(年率10%)より高い場合は、実際の投資組入比率を引き下げて調整を図ります。

（２）【ファンドの沿革】

平成27年9月25日 信託契約締結、当初設定、運用開始

<ファンドの運用>

当ファンドの運用は、運用政策会議で定められた運用の基本方針に則り、投資委員会が運用の意思決定を行います。投資委員会は、運用責任者、チーフ・インベストメント・オフィサーなどが出席し、原則として月次で開催される個別運用案件に関する協議を行う機関として位置付けられています。投資委員会の決定に基づき、インベストメント・ソリューション・グループが有価証券等の売買の執行を行います。

<運用プロセス>



※上記は必要に応じて変更されることがあります。
また、その目的が常に達成される保証はありません。

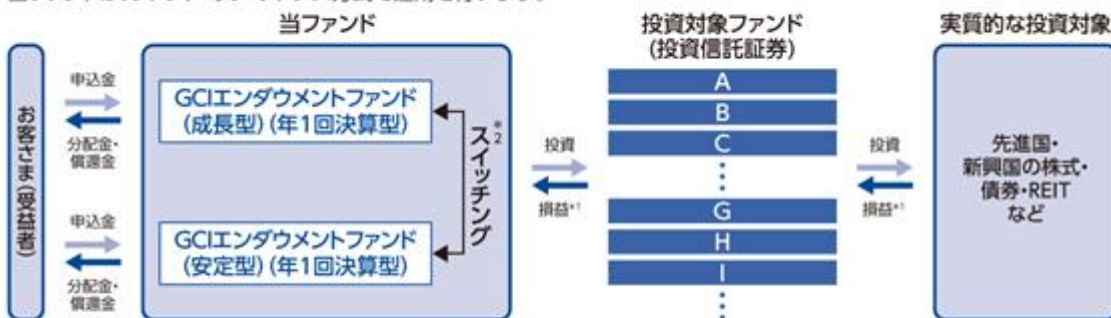
（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



*1 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

*2 販売会社によっては各ファンド間でスイッチングが可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは

投資者の皆さまからお預かりした資金を直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券などに投資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。

ファンドの関係法人

a．委託会社（株式会社GCIアセット・マネジメント）

当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、信託財産の計算、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

b．受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社）

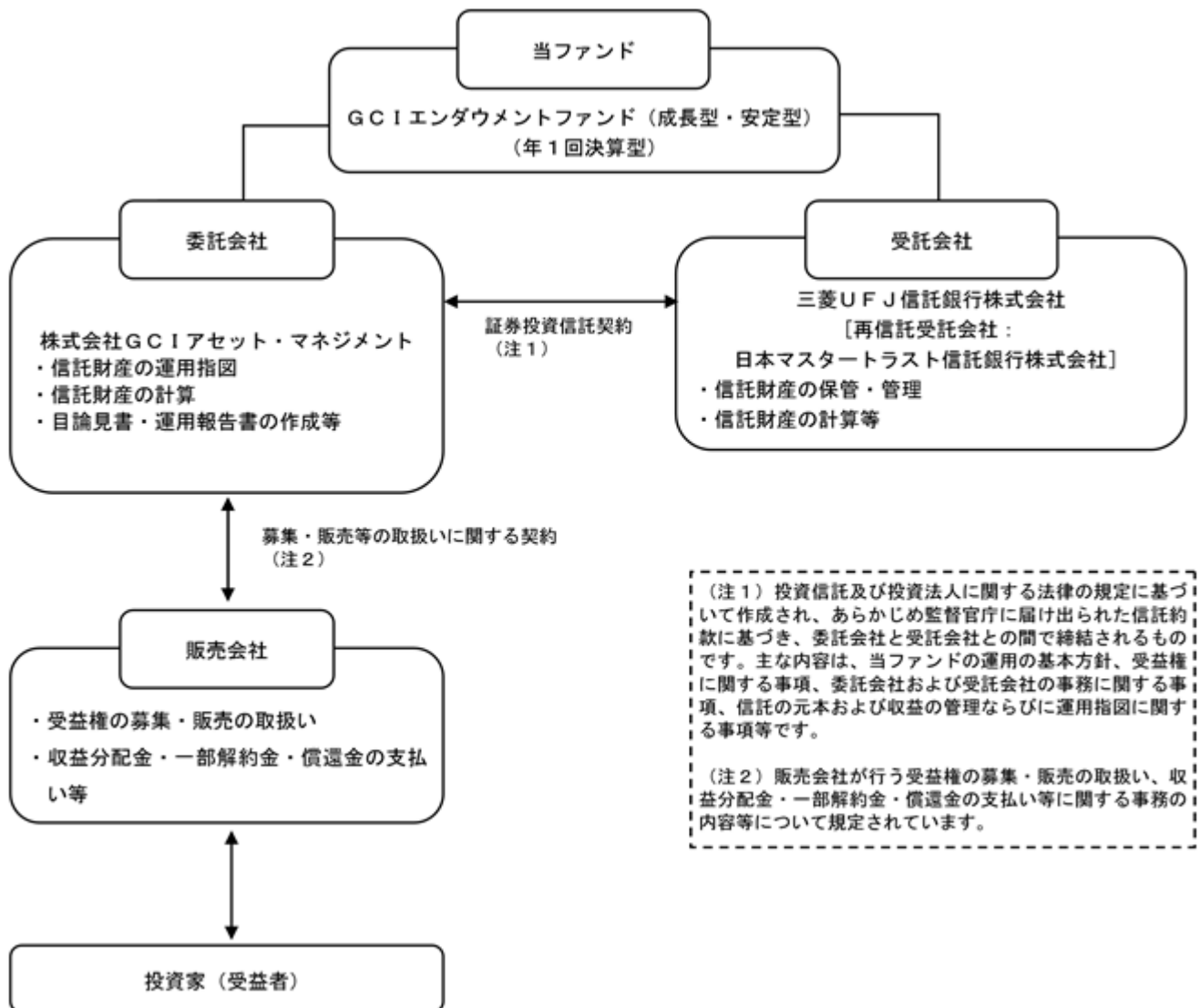
当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理、信託財産の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

c. 販売会社

当ファンドの販売会社として、当ファンドの受益権の募集・販売の取扱い、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



委託会社等の概況（平成29年10月末日現在）

a. 資本金の額

1億円

b. 沿革

平成12年4月13日 株式会社グローバル・サイバー・インベストメントとして設立
平成12年8月31日 投資顧問業登録
平成14年3月29日 投資一任業務に係る認可を取得
平成15年6月1日 株式会社GCIアセット・マネジメントに商号を変更
平成19年9月30日 金融商品取引業（投資運用業）登録
平成25年11月19日 業務方法書を変更し投資信託委託業務を開始
平成25年12月19日 一般社団法人投資信託協会加入

c. 大株主の状況

名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ストレイツ株式会社	東京都千代田区西神田三丁目8番1号 千代田ファーストビル東館12階	23,086株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

<成長型>

投資資産のうちリスク資産のウェイトを増やしつつ、伝統的資産に加えてオルタナティブ資産・戦略を活用して分散されたポートフォリオを構築し、信託財産の長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

<安定型>

投資資産のうちリスク資産のウェイトを抑制しつつ、伝統的資産に加えてオルタナティブ資産・戦略を活用して分散されたポートフォリオを構築し、信託財産の長期的な成長を目指して安定的な運用を行います。

運用方法

a. 投資対象

下記「(2)投資対象 指定投資信託証券の概要」に掲げる投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

b. 当ファンドの投資態度

イ. 主として、国内外の株式・債券・REIT・コモディティ等多様な資産クラスの投資信託証券（ETFやインデックス・ファンド）およびリキッド・オルタナティブ戦略を持った複数の投資信託証券に投資します。

ロ. 投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価、その他流動性等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券については、定期的なターゲット・ポートフォリオの見直しとリバランスを実行するため、適宜見直しを行います。

ハ. 外貨建資産については、市場環境の変化等を勘案し、必要に応じて対円で為替ヘッジを行うことができます。

ニ. 実質的な投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向、資金動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ. およびロ. に掲げるものに該当するものを除きます。）

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲等

- a．委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
- イ．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - ロ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記イ．の証券または証書の性質を有するもの
 - ハ．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
 - ニ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- なお、上記ハ．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。
- b．委託会社は、信託金を、上記a．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- イ．預金
 - ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - ハ．コール・ローン
 - ニ．手形割引市場において売買される手形

指定投資信託証券の概要（平成29年10月末現在）

追加的記載事項

投資対象ファンド(投資信託証券)の概要は以下のとおりです。(平成29年10月末現在)

※必ずしもすべての資産クラスおよび投資対象ファンドに投資するとは限りません。

※将来の市況の変化などによっては、新たな投資対象ファンドが追加となる場合などがあります。

資産クラス	日本株
投資対象ファンドの名称	TOPIX連動型上場投資信託
ファンド形態	国内籍上場投資信託
主要な投資対象	日本株式
運用の基本方針	TOPIXに連動する投資成果を目指します。
ベンチマーク	TOPIX(東証株価指数)とは、東証市場第一部に上場しているすべての日本企業(内国普通株式全銘柄)を対象とした、時価総額加重型の株価指数です。 ※同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。
運用報酬等	年0.1188%(税抜年0.11%) 上記以外にその他の費用等がファンドから支払われます。
委託会社(運用会社)の名称	野村アセットマネジメント株式会社

資産クラス	先進国株(米国)
投資対象ファンドの名称	バンガード・S&P500 ETF
ファンド形態	外国籍上場投資信託
主要な投資対象	米国株式
運用の基本方針	S&P500指数に連動する投資成果を目指します。
ベンチマーク	S&P500指数とは、ニューヨーク証券取引所、NASDAQに上場している米国の主要産業を代表する500社により構成される米国株の株価指数です。 ※S&P500指数に関する著作権およびその他知的所有権はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCに帰属します。
運用報酬等	経費率0.04%
委託会社(運用会社)の名称	ザ・バンガード・グループ・インク

資産クラス	先進国株(除く米国)
投資対象ファンドの名称	バンガード・FTSE先進国市場(除く米国)ETF
ファンド形態	外国籍上場投資信託
主要な投資対象	米国を除く世界の先進国株式
運用の基本方針	FTSE先進国オールキャップ(除く米国)インデックスに連動する投資成果を目指します。
ベンチマーク	FTSE先進国オールキャップ(除く米国)インデックスは、カナダ、欧州地域の先進国市場、および太平洋地域の先進国市場の、大型株・中型株・小型株約3,700銘柄で構成される時価総額加重インデックスです。 ※FTSE先進国オールキャップ(除く米国)インデックスに係るすべての権利はFTSEインターナショナル・リミテッドに帰属します。
運用報酬等	経費率0.07%
委託会社(運用会社)の名称	ザ・バンガード・グループ・インク

資産クラス	新興国株
投資対象ファンドの名称	バンガード・FTSE・エマージング・マーケットETF
ファンド形態	外国籍上場投資信託
主要な投資対象	新興国株式
運用の基本方針	FTSEエマージング・マーケット・オールキャップ(含む中国A株)インデックスに連動する投資成果を目指します。
ベンチマーク	FTSEエマージング・マーケット・オールキャップ(含む中国A株)インデックスは、中国A株を含む新興国の大・中・小型株式で構成される時価総額加重インデックスであり、新興国市場への広範なエクスポージャーを提供します。 ※FTSEエマージング・マーケット・オールキャップ(含む中国A株)インデックスに係るすべての権利はFTSEインターナショナル・リミテッドに帰属します。
運用報酬等	経費率0.14%
委託会社(運用会社)の名称	ザ・バンガード・グループ・インク

資産クラス	先進国債券(米国)
投資対象ファンドの名称	バンガード・米国トータル債券市場ETF
ファンド形態	外国籍上場投資信託
主要な投資対象	米国の投資適格債券
運用の基本方針	ブルームバーグ・バークレイズ米国総合浮動調整インデックスに連動する投資成果を目指します。
ベンチマーク	ブルームバーグ・バークレイズ米国総合浮動調整インデックスは、米国における残存期間1年超の投資適格課税対象債券市場(米国債、社債、米国以外の米ドル建て債券、モーゲージ債及びアセットバック証券など)のパフォーマンスを測定する指数です。平均残存期間は5～10年です。 ※ブルームバーグ・バークレイズ米国総合浮動調整インデックスに関する著作権その他の知的財産権は当該インデックスの権利者に帰属します。
運用報酬等	経費率0.05%
委託会社(運用会社)の名称	ザ・バンガード・グループ・インク

資産クラス	海外債券(グローバル 除く米ドル建て)
投資対象ファンドの名称	バンガード・トータル・インターナショナル債券ETF(米ドルヘッジあり)
ファンド形態	外国籍上場投資信託
主要な投資対象	米ドル建てを除く世界の投資適格債券
運用の基本方針	ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(米ドル除く)浮動調整RIC基準インデックス(米ドルヘッジベース)に連動する投資成果を目指します。
ベンチマーク	ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(米ドル除く)浮動調整RIC基準インデックス(米ドルヘッジベース)は、米ドル建て以外の、政府債、政府機関債、社債、および証券化された非米国の投資適格固定利付債券で構成され、グローバルな投資適格固定利付債券市場のパフォーマンスを広範に測定します。 ※ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(米ドル除く)浮動調整RIC基準インデックス(米ドルヘッジベース)に関する著作権その他の知的財産権は当該インデックスの権利者に帰属します。
運用報酬等	経費率0.12%
委託会社(運用会社)の名称	ザ・バンガード・グループ・インク

資産クラス	国内リート(REIT-日本)
投資対象ファンドの名称	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信
ファンド形態	国内籍上場投資信託
主要な投資対象	日本の不動産投資信託証券
運用の基本方針	東証REIT指数に連動する投資成果を目指します。
ベンチマーク	東証REIT指数とは、東証市場に上場するREIT(不動産投資信託証券)全銘柄を対象とした、時価総額加重型の指数です。 ※同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。
運用報酬等	年0.3456%(税抜年0.32%) 上記以外にその他の費用等がファンドから支払われます。
委託会社(運用会社)の名称	野村アセットマネジメント株式会社

資産クラス	海外リート(REIT-米国)
投資対象ファンドの名称	バンガードREIT ETF
ファンド形態	外国籍上場投資信託
主要な投資対象	米国の不動産投資信託証券
運用の基本方針	MSCI US REIT・インデックスに連動する投資成果を目指します。
ベンチマーク	MSCI US REIT・インデックスとは、MSCI社が開発した指数で米国REIT市場全体の動きを表す指数です。 ※同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。
運用報酬等	経費率0.12%
委託会社(運用会社)の名称	ザ・バンガード・グループ・インク

資産クラス	オルタナティブ戦略
投資対象ファンドの名称	GCIシステマティック・マクロファンド クラスA
ファンド形態	外国籍投資信託
主要な投資対象	世界各国の株式指数先物・債券先物・金利先物、通貨先物、為替
運用の基本方針	システム運用により信託財産の長期的な成長を目指します。
運用手法	独自に開発した動的ポートフォリオモデルに基づき、世界の金融市場への分散投資を通じて市場に現れる中長期のトレンドを収益の源泉として絶対収益の獲得を目指す、システマティックなマクロ戦略です。
運用目標	目標リターン：年率40-50% 目標リスク(標準偏差)：年率25%程度
ベンチマーク	ベンチマークなし
運用報酬等	管理報酬年3.0%、成功報酬20% 上記以外にその他の費用等がファンドから支払われます。
委託会社(運用会社)の名称	株式会社GCIアセット・マネジメント

資産クラス	オルタナティブ戦略・現金、その他
投資対象ファンドの名称	GCIマネープールマザーファンド
ファンド形態	国内籍投資信託
主要な投資対象	日本の短期公社債等。なお、コール・ローン等に投資する場合があります。
運用の基本方針	安定した収益の確保を目指して運用を行います。
運用手法	主として日本の短期公社債等を投資対象とし、安定した収益の確保をめざして運用を行います。なお、コール・ローン等で運用する場合があります。資金動向や市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。
ベンチマーク	ベンチマークなし
運用報酬等	なし
委託会社(運用会社)の名称	株式会社GCIアセット・マネジメント

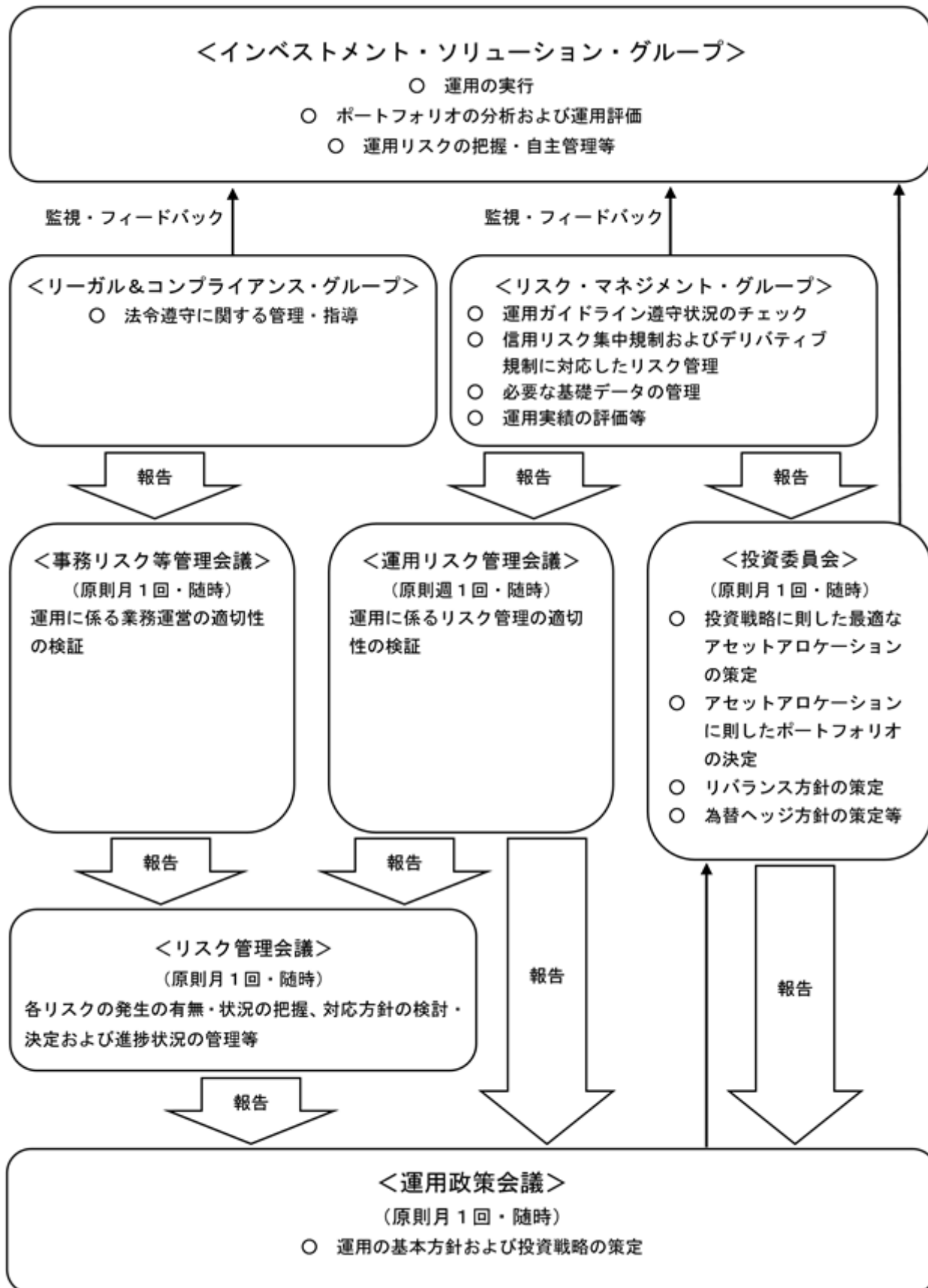
※経費率(エクス Pens・レシオ)とは、ファンドの平均資産残高に対する運用その他の経費の比率(%)をいいます。経費率は、ファンドの決算毎に見直され、変動します。

上記は本書提出日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、指定投資信託証券の一部または全部について、名称が変更される場合、指定投資信託証券から外れる場合、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合等があります。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制

委託会社の運用体制は、以下の通りです。



a．運用政策会議

運用政策会議は、チーフ・インベストメント・オフィサー、代表取締役CEO、代表取締役社長、リスク・マネジメント・グループ長等が出席する、原則として月次で開催される運用政策の概要に関する意思決定を行う機関であり、運用の基本方針および投資戦略の策定を行います。

b．投資委員会

投資委員会は、運用責任者、チーフ・インベストメント・オフィサー等が出席する、原則として月次で開催される個別運用案件に関する協議を行う機関であり、投資戦略に則した最適なアセットアロケーションの策定、アセットアロケーションに即したポートフォリオの決定、リバランス方針の策定、為替ヘッジ方針の策定等を行います。

c．リスク管理会議

リスク管理会議は、リーガル&コンプライアンス・グループ長、代表取締役社長、その他各グループ長等が出席する、原則として月次で開催される会議体であり、各リスクの発生の有無・状況の把握、対応方針の検討・決定および進捗状況の管理等を行います。

d．運用リスク管理会議

運用リスク管理会議は、リスク・マネジメント・グループ長、チーフ・インベストメント・オフィサー等が出席する、原則として週次で開催される会議体であり、運用に係るリスク管理の適切性の検証を行います。

e．事務リスク等管理会議

事務リスク等管理会議は、アドミニストレーション・グループ長、リーガル&コンプライアンス・グループ長等が出席する、原則として月次で開催される会議体であり、運用に係る業務運営の適切性の検証を行います。

f．インベストメント・ソリューション・グループ

インベストメント・ソリューション・グループは、投資委員会で決定された運用計画等に基づき運用の実行を行うとともに、ポートフォリオの分析および運用評価を行い、その結果を投資委員会へ報告します。また、その運用リスクの把握および自主管理等を行います。

g．リスク・マネジメント・グループ

リスク・マネジメント・グループは、運用ガイドライン遵守状況のチェック、信用リスク集中規制およびデリバティブ規制に対応したリスク管理等を行い、その結果を投資委員会および運用リスク管理会議へ報告します。

h．リーガル&コンプライアンス・グループ

リーガル&コンプライアンス・グループは、法令遵守状況に関する管理・指導を行い、その結果を運用管理会議に報告します。

運用体制に関する社内規則

委託会社は、運用に関する社内規程およびリスク管理に関する規程等に基づき、適切な管理を行うとともに、内部牽制の維持を図っています。

ファンドの関係法人に対する管理体制等

受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行い、当該業務の正確性を担保しています。また、受託会社の受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について、独立した監査人が監査を行っており、委託会社は受託会社より当該監査人による報告書を受け取り、その内容の確認を行います。

上記運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針により分配を行います。

分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、委託会社の判断により分配を行わないこともあります。）

留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

(5) 【投資制限】

当ファンドは、以下の投資制限に従います。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- a. 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- b. 株式への直接投資は行いません。
- c. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- d. デリバティブの直接利用は行いません。
- e. 投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーでできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- f. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

信託約款上のその他の投資制限

- a. 公社債の借入れ（信託約款第20条）
 - イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ロ. 上記イ. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ニ. 上記イ. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- b. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第21条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。
- c. 外国為替予約取引の指図（信託約款第22条）

委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- d. 資金の借入れ（信託約款第28条）

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の法令上の投資制限

a．デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図することはできません。

b．信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。**

当ファンドが有する主なリスク要因は以下の通りですが、下記に限定されるものではありませんので、ご注意ください。

< 基準価額変動リスク >

a．株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

b．金利変動リスク

債券等の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。なお、債券等が変動金利である場合、こうした金利変動による価格の変動は固定金利の場合と比べて小さくなる傾向があります。また、発行者・債務者等の財務状況の変化等およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券等の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

c．REITの価格変動リスク

REITの価格は、不動産市況（不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等）、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、REITおよびREITの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。

d．為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。なお、当ファンドおよび指定投資信託証券において、外貨建資産について、為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図る場合がありますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかることにご留意ください。

e．信用リスク

有価証券等の発行体等が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはそれが予想される場合には、有価証券等の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

f．カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、方針に沿った運用が困難となり、基準価額が下落することがあります。特に、新興国への投資には、先進国と比較して政治・経済および社会情勢の変化が組入銘柄の価格に及ぼす影響が相対的に高い可能性があります。

g．流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

h．ヘッジファンドの運用手法に係るリスク

指定投資信託証券においては、直接もしくは実質的に現物有価証券、デリバティブや為替予約取引等の買建てや売建てによりポートフォリオを組成することがあり、買い建てている対象が下落した場合もしくは売り建てている対象が上昇した場合に損失が発生し、当ファンドの基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。また、指定投資信託証券の純資産総額を上回る買建て、売建てを行う場合があるため、指定投資信託証券の基準価額は現物有価証券に投資する場合と比べ大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。また、ヘッジファンドのパフォーマンスは、通常、運用者の運用能力に大きく依存することになるため、市場の動向に関わらず、損失が発生する可能性があります。

i．ブローカーの信用リスク

指定投資信託証券においては、直接または実質的にデリバティブや為替予約取引等を行う場合があります。ブローカーの債務不履行等によって、ブローカーで保管されている証拠金の一部または相当の額が失われる可能性や契約が履行されない可能性があります、当ファンドが大きな影響を被る可能性があります。

j．市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

<その他の留意点>

a．解約申込みに関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないこと、また、先物取引、デリバティブ取引等のポジションを解消する際にも不利な価格で解消せざるを得ない場合があります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

b．資産規模に関わる留意点

当ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

c．繰上償還に関わる留意点

委託会社は、各ファンドそれぞれについて、受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

d．クーリング・オフの非適用

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

e. 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点
法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

f. その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) リスク管理体制

運用リスクの管理については、運用部門から独立したリスク・マネジメント・グループが日々運用状況の分析およびモニタリングを行い、原則として週次で開催される運用リスク管理会議にて運用リスクの適切性を検証、評価し、リスク管理会議および運用政策会議に報告されます。また、問題が生じた場合には速やかに臨時で招集される運用政策会議に報告が行われ、その対応策を検討するとともに決定される体制となっています。

事務リスク等の管理については、原則として月次で開催される事務リスク等管理会議において、運用に係る業務運営の適切性を検証し、リスク管理会議に報告される体制となっています。

そして、リスク管理会議において、各リスクの発生の有無・状況の把握、対応方針の検討・決定および進捗状況の管理等を行い、重要な事項はさらに運用政策会議に報告される体制となっています。

上記リスク管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(3) 参考情報

参考情報

<各ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移>

GCIエンダウメントファンド(成長型)



GCIエンダウメントファンド(安定型)



※年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しているため、実際の基準価額とは異なる場合があります。

<他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



※当ファンドについては2016年9月～2017年10月の1年2ヶ月、代表的な資産クラスについては、2012年11月～2017年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示し、各ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、すべての代表的な資産クラスが各ファンドの投資対象とは限りません。
※年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※年間騰落率は、設定後のデータのみで算出しています。従って、当ファンドの年間騰落率と他の代表的な資産クラスの指数の年間騰落率を同じ図に表示すると、誤認につながる懸念があるため、別の図に表示しています。

<代表的な各資産クラスの指数>

- 日本株：TOPIX(配当込み)
 - 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本国債：NOMURA-BPI国債
 - 先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし円ベース)
 - 新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(ヘッジなし円ベース)
- ※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

※代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しています。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害など、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

※TOPIX(配当込み)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

※MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

※NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

※シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし円ベース)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

※JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(ヘッジなし円ベース)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に1.08%（税抜1.0%）を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに申込みに関する事務手続の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社によっては、各ファンド間でスイッチング（乗換え）が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様に換金（解約）されるファンドに対して換金に係る手数料等および税金が課されることにつきご注意ください。詳しくは後記「(2)換金（解約）手数料」および「(5)課税上の取扱い」をご覧ください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料
ありません。

信託財産留保額

換金（解約）申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.1%を乗じて得た額を換金（解約）時にご負担いただきます。

信託財産留保額は、信託期間中にファンドを換金（解約）する際、換金（解約）により発生する組入資産の売却費用等を、換金（解約）を行う受益者にご負担していただくためのものです。信託財産留保額は、換金（解約）を行う受益者と保有を継続する受益者との公平性を図るためのもので、信託財産の一部としてファンド内に留保されます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率（上限年率0.702%（税抜0.65%））を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、当ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分（代行手数料）は、当ファンドから委託会社を支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、当ファンドから受託会社に対して支弁されます。

純資産総額	信託報酬（合計）	委託会社	販売会社	受託会社
～500億円以下部分	0.702% （税抜0.65%）	0.324% （税抜0.3%）	0.324% （税抜0.3%）	0.054% （税抜0.05%）
500億円超～1,000億円以下部分	0.6264% （税抜0.58%）	0.2916% （税抜0.27%）	0.2916% （税抜0.27%）	0.0432% （税抜0.04%）
1,000億円超部分～	0.5508% （税抜0.51%）	0.2592% （税抜0.24%）	0.2592% （税抜0.24%）	0.0324% （税抜0.03%）
役務の対価	信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率	当ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、分配金・一部解約金・償還金の支払い業務等	当ファンドの財産の管理、委託会社からの指図の実行等

上記に加え、当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券において、年率0.489%～0.501%程度の運用報酬等がかかります。

当ファンドにおいては成功報酬はかかりませんが、指定投資信託証券においては、上記の運用報酬等の他に成功報酬がかかる場合があります。成功報酬は運用状況等により変動するものであり、事前に上限額等を表示することができません。

上記の指定投資信託証券における運用報酬等の率は、本書提出日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変動することがあります。

したがって、実質的な負担は、当ファンドの純資産総額に対して、年率1.191%～1.203% (税抜1.139%～1.151%)程度となります。

当ファンドの信託報酬に指定投資信託証券の運用報酬等を合わせた、投資者が実質的に負担する額の合計です。

上記の実質的な負担率は、本書提出日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変動することがあります。

(4) 【その他の手数料等】

信託報酬以外にも、下記の費用が発生する場合は、信託財産から支払われます。これらの費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

有価証券売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用(当該費用に係る消費税等相当額を含みます。)ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

上記に定める諸経費には、以下の諸費用(当該費用に係る消費税等相当額を含みます。)を含む(ただし、これらに限られるものではありません。)ものとします。なお、下記b.からe.までに該当する業務を委託する場合、その委託費用を含みます。

- a. 当ファンドの会計監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- b. 当ファンドの有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出および交付に係る費用
- c. 当ファンドの計理業務(設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等)および付随する業務(法定帳簿管理、法定報告等)に係る費用
- d. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情等により発行される受益証券の発行および管理事務に係る費用
- e. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、上記に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けの際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を、当ファンドの純資産総額に対して年率0.1%を上限として算出される金額にて、信託財産からその支弁を受けることもできます。

委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上記に定める当ファンドの純資産総額に対する年率0.1%の上限率を、合理的に計算された範囲内で変更することができます。また、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の投資者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、所得税については、平成49年12月31日まで、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	地方税	合計
平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

所得税については、平成49年12月31日まで、基準所得税額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

b. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、所得税については、平成49年12月31日まで、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります（上記a.の表参照）。

c. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。なお、特定口座に係る課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

d. 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、所得税については、平成49年12月31日まで、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	合計
平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	-	15%

所得税については、平成49年12月31日まで、基準所得税額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

個別元本について

- a. 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- c. 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

- a. 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- b. 投資者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

上記は平成29年9月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

GCIエンダウメントファンド（成長型）

（平成29年10月31日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	169,168,750	14.80
	米国	539,035,376	47.17
	ケイマン諸島	184,044,064	16.11
	小計	892,248,190	78.08
親投資信託受益証券	日本	215,982,901	18.90
	小計	215,982,901	18.90
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		34,530,595	3.02
合計（純資産総額）		1,142,761,686	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

GCIエンダウメントファンド（安定型）

（平成29年10月31日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	186,213,840	7.38
	米国	1,185,859,749	47.02
	ケイマン諸島	400,071,848	15.86
	小計	1,772,145,437	70.26
親投資信託受益証券	日本	632,056,791	25.06
	小計	632,056,791	25.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		117,900,682	4.67
合計（純資産総額）		2,522,102,910	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

GCIエンダウメントファンド（成長型）

イ．主要銘柄の明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	GCIマネープールマザーファンド	216,004,502.00	0.9999	215,982,900	0.9999	215,982,901	18.90
2	米国	投資信託受益証券	バンガード・S&P500 ETF	7,658.00	25,968.60	198,867,561	26,689.91	204,391,388	17.89
3	ケイマン諸島	投資信託受益証券	GCIシステムティック・マクロファンド クラスA	15,762.15	10,832.78	170,747,966	11,676.32	184,044,064	16.11
4	米国	投資信託受益証券	バンガード・米国トータル債券市場ETF	13,816.00	9,277.33	128,175,593	9,258.75	127,918,906	11.19
5	日本	投資信託受益証券	TOPIX連動型上場投資信託	62,300.00	1,710.53	106,566,330	1,816.00	113,136,800	9.90
6	米国	投資信託受益証券	バンガード・トータル・インターナショナル債券ETF（米ドルヘッジあり）	9,937.00	6,180.52	61,415,912	6,211.35	61,722,208	5.40
7	米国	投資信託受益証券	バンガード・FTSE先進国市場（除く米国）ETF	11,722.00	4,905.73	57,505,021	4,976.77	58,337,777	5.10
8	米国	投資信託受益証券	バンガードREIT ETF	6,200.00	9,328.64	57,837,570	9,302.88	57,677,878	5.05
9	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	32,110.00	1,768.93	56,800,462	1,745.00	56,031,950	4.90
10	米国	投資信託受益証券	バンガード・FTSE・エマージング・マーケットETF	5,772.00	5,001.69	28,869,780	5,022.04	28,987,219	2.54

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率をいいます。

ロ．種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	78.08
親投資信託受益証券	18.90
合計	96.98

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

GCIエンダウメントファンド（安定型）

イ．主要銘柄の明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	GCIマネーパールマザーファンド	632,120,004.00	0.9999	632,056,790	0.9999	632,056,791	25.06
2	米国	投資信託受益証券	バンガード・米国トータル債券市場ETF	60,699.00	9,277.92	563,160,916	9,258.75	561,996,939	22.28
3	ケイマン諸島	投資信託受益証券	GCIシステムティック・マクロファンド クラスA	34,413.27	10,786.54	371,200,251	11,625.51	400,071,848	15.86
4	米国	投資信託受益証券	バンガード・トータル・インターナショナル債券ETF(米ドルヘッジあり)	49,010.00	6,178.67	302,816,905	6,211.35	304,418,381	12.07
5	米国	投資信託受益証券	バンガード・S&P500 ETF	7,198.00	25,970.88	186,938,407	26,689.91	192,114,026	7.62
6	日本	投資信託受益証券	TOPIX連動型上場投資信託	68,640.00	1,709.98	117,373,096	1,816.00	124,650,240	4.94
7	米国	投資信託受益証券	バンガード・FTSE先進国市場(除く米国)ETF	12,859.00	4,902.84	63,045,691	4,976.77	63,996,372	2.54
8	米国	投資信託受益証券	バンガードREIT ETF	6,808.00	9,341.76	63,598,720	9,302.88	63,334,031	2.51
9	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	35,280.00	1,769.54	62,429,222	1,745.00	61,563,600	2.44

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率をいいます。

ロ．種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	70.26
親投資信託受益証券	25.06
合計	95.32

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

GCIエンダウメントファンド（成長型）

該当事項はありません。

GCIエンダウメントファンド（安定型）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

GCIエンダウメントファンド（成長型）

該当事項はありません。

GCIエンダウメントファンド（安定型）

該当事項はありません。

（参考）

GCIマネープールマザーファンド

（１）投資状況

（平成29年10月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
現先取引（CP）	日本	2,900,092,867	99.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		29,224,003	1.00
合計（純資産総額）		2,929,316,870	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	額面（円）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	現先取引（CP）	三菱電機クレジ OT9B CP	2,500,000,000.00	-	2,500,062,465	-	2,500,062,465	85.34
2	日本	現先取引（CP）	三菱電機クレジ OTCB CP	400,000,000.00	-	400,030,402	-	400,030,402	13.66

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

ロ．種類別投資比率

種類	投資比率（％）
現先取引（CP）	99.00
合計	99.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

GCIエンダウメントファンド(成長型)

年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末日 (平成28年9月26日)	554,632,307	554,632,307	1.0767	1.0767
第2期計算期間末日 (平成29年9月25日)	1,040,440,618	1,040,440,618	1.1386	1.1386
平成28年9月末	588,138,855	-	1.0798	-
10月末	593,945,402	-	1.0690	-
11月末	630,267,721	-	1.0727	-
12月末	651,123,402	-	1.0913	-
平成29年1月末	680,170,449	-	1.0940	-
2月末	737,432,335	-	1.1092	-
3月末	775,730,153	-	1.0996	-
4月末	863,151,030	-	1.1059	-
5月末	895,950,991	-	1.1218	-
6月末	939,926,069	-	1.1062	-
7月末	986,995,556	-	1.1148	-
8月末	1,015,001,898	-	1.1193	-
9月末	1,047,329,386	-	1.1315	-
10月末	1,142,761,686	-	1.1642	-

GCIエンダウメントファンド（安定型）

年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末日 （平成28年9月26日）	464,868,140	464,868,140	1.0637	1.0637
第2期計算期間末日 （平成29年9月25日）	2,287,791,516	2,287,791,516	1.0839	1.0839
平成28年9月末	467,532,699	-	1.0691	-
10月末	491,892,272	-	1.0565	-
11月末	569,400,695	-	1.0503	-
12月末	697,942,868	-	1.0612	-
平成29年1月末	812,452,011	-	1.0595	-
2月末	1,042,717,071	-	1.0679	-
3月末	1,205,743,012	-	1.0588	-
4月末	1,437,061,749	-	1.0641	-
5月末	1,594,918,341	-	1.0765	-
6月末	1,792,175,034	-	1.0608	-
7月末	1,956,982,049	-	1.0653	-
8月末	2,179,442,760	-	1.0708	-
9月末	2,276,295,005	-	1.0770	-
10月末	2,522,102,910	-	1.1014	-

【分配の推移】

GCIエンダウメントファンド（成長型）

	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	平成27年9月25日～平成28年9月26日	0
第2期計算期間	平成28年9月27日～平成29年9月25日	0

GCIエンダウメントファンド（安定型）

	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	平成27年9月25日～平成28年9月26日	0
第2期計算期間	平成28年9月27日～平成29年9月25日	0

【収益率の推移】

GCIエンダウメントファンド（成長型）

	計算期間	収益率（％）
第1期計算期間	平成27年9月25日～平成28年9月26日	7.7
第2期計算期間	平成28年9月27日～平成29年9月25日	5.7

GCIエンダウメントファンド（安定型）

	計算期間	収益率（％）
第1期計算期間	平成27年9月25日～平成28年9月26日	6.4
第2期計算期間	平成28年9月27日～平成29年9月25日	1.9

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、小数第2位を四捨五入しております。

運用実績

当初設定日：2015年9月25日

作成基準日：2017年10月31日

GCIエンダウメントファンド(成長型)

基準価額・純資産の推移



※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しております。

基準価額	11,642円
純資産総額	1,142百万円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:0円

決算期	2016年9月	2017年9月	-	-	-
分配金	0円	0円	-	-	-

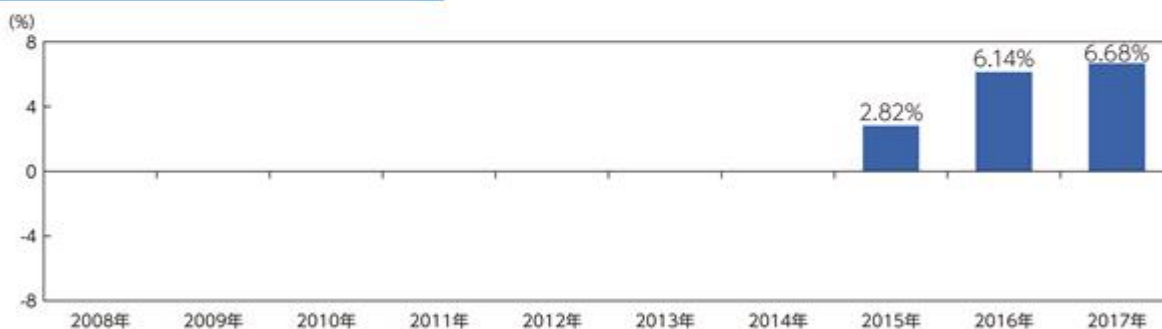
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

資産クラス	投資対象ファンド(投資信託証券)	配分比率
日本株	TOPIX連動型上場投資信託	9.9%
先進国株(米国)	バンガード・S&P500 ETF	17.8%
先進国株(除く米国)	バンガード・FTSE先進国市場(除く米国)ETF	5.1%
新興国株	バンガード・FTSE・エマージング・マーケットETF	2.5%
先進国債券(米国)	バンガード・米国トータル債券市場ETF	11.1%
海外債券	バンガード・トータル・インターナショナル債券ETF(米ドルヘッジあり)	5.4%
国内リート(REIT-日本)	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	4.9%
海外リート(REIT-米国)	バンガードREIT ETF	5.0%
オルタナティブ戦略	GCIシステムティック・マクロファンドクラスA	16.1%
	GCIマネープールマザーファンド	18.9%
その他	現金・短期金融資産等	1.5%
	現金・短期金融資産等	1.9%

※配分比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※2015年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2017年は年初から作成基準日までの収益率です。

※当ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

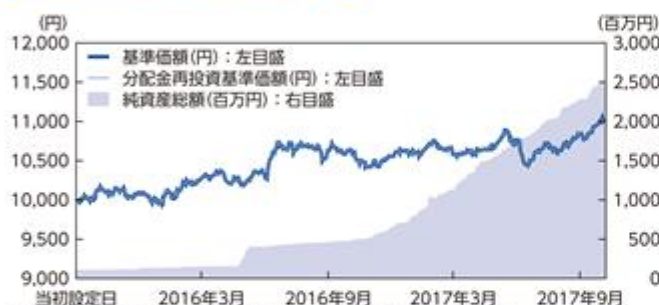
運用実績

当初設定日：2015年9月25日

作成基準日：2017年10月31日

GCIエンダウメントファンド(安定型)

基準価額・純資産の推移



基準価額	11,014円
純資産総額	2,522百万円

※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しております。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:0円

決算期	2016年9月	2017年9月	-	-	-
分配金	0円	0円	-	-	-

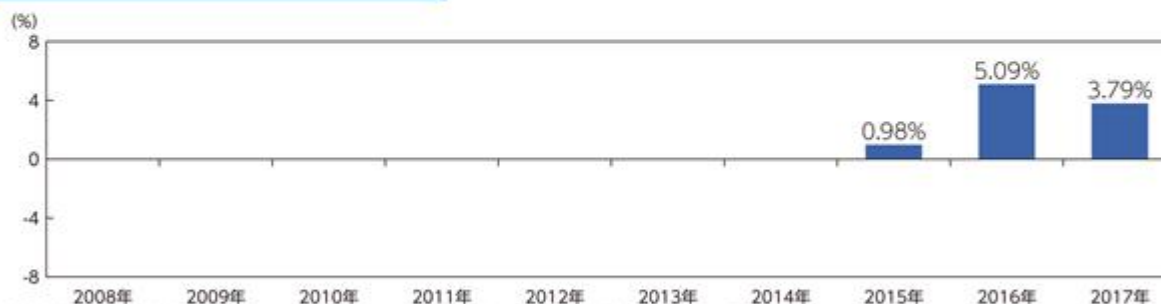
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

資産クラス	投資対象ファンド(投資信託証券)	配分比率
日本株	TOPIX連動型上場投資信託	4.9%
先進国株(米国)	バンガード・S&P500 ETF	7.6%
先進国株(除く米国)	バンガード・FTSE先進国市場(除く米国)ETF	2.5%
先進国債券(米国)	バンガード・米国トータル債券市場ETF	22.1%
海外債券	バンガード・トータル・インターナショナル債券ETF(米ドルヘッジあり)	12.0%
国内リート(REIT-日本)	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	2.4%
海外リート(REIT-米国)	バンガードREIT ETF	2.5%
オルタナティブ戦略	GCIシステムティック・マクロファンド クラスA	15.9%
	GCIマネープールマザーファンド	20.6%
その他	GCIマネープールマザーファンド	4.4%
	現金・短期金融資産等	5.0%

※配分比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※2015年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2017年は年初から作成基準日までの収益率です。

※当ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済み口数は次のとおりです。

GCIエンダウメントファンド(成長型)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期計算期間	平成27年9月25日～平成28年9月26日	567,315,580	52,208,603	515,106,977
第2期計算期間	平成28年9月27日～平成29年9月25日	559,610,248	160,948,933	913,768,292

(注1) 第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2) 本邦外における設定および解約はありません。

GCIエンダウメントファンド(安定型)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期計算期間	平成27年9月25日～平成28年9月26日	445,891,552	8,870,513	437,021,039
第2期計算期間	平成28年9月27日～平成29年9月25日	1,817,856,212	144,124,939	2,110,752,312

(注1) 第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2) 本邦外における設定および解約はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

原則として、各営業日の午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日の申込分とします。

ただし、販売会社は、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日のいずれかと同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行いません（収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、これを受け付けるものとします）。

（2）当ファンドには、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくこととなります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、取得申込者は、販売会社と間で収益分配金再投資に係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を締結するものとします。

（3）当ファンドの申込価格は、購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞（朝刊）に掲載されます（略称：「エンダウ成長」/「エンダウ安定」）。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03（3556）5540（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス：<http://www.gci.jp/index2.html>

（4）当ファンドの購入には、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に1.08%（税抜1.0%）を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額の申込手数料がかかります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

（5）当ファンドの申込単位は、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が別途定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍とします。

（6）申込代金は、販売会社が定める期日までに申込みの販売会社にお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（7）販売会社によっては、各ファンド間でスイッチング（乗換え）が可能な場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、スイッチングの際には、換金時と同様に換金（解約）されるファンドに対して換金に係る手数料等および税金が課されることにつきご注意ください。詳しくは前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

（8）金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）があるとき等は、取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

（1）換金（解約）の申込みは、原則として、各営業日の午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日の申込分とします。

ただし、販売会社は、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日のいずれかと同じ日付の日を申込受付日とする換金（解約）の申込みの受け付けを行いません。

(2) 換金(解約)の単位は、最低単位を1口単位として販売会社が別途定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金(解約)の価額は、換金(解約)申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額です。

(換金(解約)価額 = 基準価額 - 信託財産留保額)

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞(朝刊)に掲載されます(略称:「エンダウ成長」/「エンダウ安定」)。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話: 03(3556)5540(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページアドレス: <http://www.gci.jp/index2.html>

(4) 換金(解約)手数料は、ありません。

(5) 信託財産留保額として、換金(解約)申込受付日の翌々営業日の基準価額に対して0.1%を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。

(6) 換金(解約)の代金は、受益者による換金(解約)申込受付日から起算して、原則として7営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(7) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には別途制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(8) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。))による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等)があるとき等は、換金(解約)申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金(解約)申込みを保留または取り消すことがあります。これにより換金(解約)申込みの受け付けが中止され、またはすでに受け付けた換金(解約)申込みが保留された場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の換金(解約)申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金(解約)申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金(解約)価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を換金(解約)申込受付日として、上記に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1口当たりの金額をいいます。なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。

「純資産総額」とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として毎営業日算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞(朝刊)に掲載されます(略称:「エンダウ成長」/「エンダウ安定」)。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話: 03(3556)5540(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページアドレス: <http://www.gci.jp/index2.html>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として無期限です。ただし、下記「(5)その他 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年9月26日から翌年9月25日までとします。なお、第1期計算期間は信託設定日(平成27年9月25日)から平成28年9月26日(月曜日)までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本において同じ。)は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- e. 上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- a．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は本 に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- b．委託会社は、上記 a．の事項（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c．上記 b．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本 c．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d．上記 b．の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- e．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f．上記 b．から e．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。
- g．上記 a．から f．までの規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

関係法人との契約の更改等

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、契約満了日の3ヶ月前までに当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.gci.jp/index2.html>

ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容等を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

4【受益者の権利等】

受益者は、収益分配金（分配金額は委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

受益者は、保有する受益権を換金（解約）する権利を有します。

換金（解約）の代金（一部解約金）は、換金（解約）申込受付日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの第2期計算期間は、信託約款の規定に基づき、平成28年9月27日から平成29年9月25日までとなっております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成28年9月27日から平成29年9月25日まで）の財務諸表について、P w C あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【GCIエンダウメントファンド(成長型)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第1期 平成28年9月26日現在	第2期 平成29年9月25日現在
資産の部		
流動資産		
預金	24,511,276	5,501,751
コール・ローン	130,592,670	70,392,425
投資信託受益証券	398,863,729	803,833,689
親投資信託受益証券	-	175,982,900
派生商品評価勘定	2,468,159	-
未収配当金	-	1,792,876
流動資産合計	556,435,834	1,057,503,641
資産合計	556,435,834	1,057,503,641
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	13,018,090
未払解約金	39,791	585,057
未払受託者報酬	122,837	249,394
未払委託者報酬	1,474,522	2,993,148
その他未払費用	166,377	217,334
流動負債合計	1,803,527	17,063,023
負債合計	1,803,527	17,063,023
純資産の部		
元本等		
元本	1,515,106,977	1,913,768,292
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	39,525,330	126,672,326
(分配準備積立金)	26,556,986	65,835,555
元本等合計	554,632,307	1,040,440,618
純資産合計	554,632,307	1,040,440,618
負債純資産合計	556,435,834	1,057,503,641

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第 1 期 自 平成27年 9 月25日 至 平成28年 9 月26日	第 2 期 自 平成28年 9 月27日 至 平成29年 9 月25日
営業収益		
受取配当金	5,114,360	11,304,158
受取利息	1,297	359
有価証券売買等損益	27,299,896	46,237,648
為替差損益	1,745,073	4,181,384
その他収益	15,934	10,260
営業収益合計	30,686,414	53,371,041
営業費用		
支払利息	28,408	121,803
受託者報酬	189,262	424,289
委託者報酬	2,272,185	5,092,362
その他費用	409,254	545,643
営業費用合計	2,899,109	6,184,097
営業利益又は営業損失()	27,787,305	47,186,944
経常利益又は経常損失()	27,787,305	47,186,944
当期純利益又は当期純損失()	27,787,305	47,186,944
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	1,230,319	2,733,207
期首剰余金又は期首欠損金()	-	39,525,330
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,549,329	55,945,887
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,549,329	55,945,887
剰余金減少額又は欠損金増加額	580,985	13,252,628
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	580,985	13,252,628
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	39,525,330	126,672,326

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額、又は金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額で評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 1 期 平成28年 9 月26日現在	第 2 期 平成29年 9 月25日現在
1. 元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	163,901,223円 403,414,357円 52,208,603円	515,106,977円 559,610,248円 160,948,933円
2. 受益権の総数	515,106,977口	913,768,292口
3. 1口当たり純資産額 1万口当たり純資産額	1.0767円 10,767円	1.1386円 11,386円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 1 期		第 2 期	
	自	平成27年 9 月25日 至 平成28年 9 月26日	自	平成28年 9 月27日 至 平成29年 9 月25日
1 . 分配金の計算過程				
a . 配当等収益 (経費控除後)		4,550,426円		9,516,846円
b . 有価証券売買等損益 (経費控除後・繰越 欠損金補填後)		22,006,560円		34,936,891円
c . 信託約款に規定される収益調整金		12,968,344円		60,836,771円
d . 信託約款に規定される分配準備積立金		0円		21,381,818円
e . 分配対象収益 (a + b + c + d)		39,525,330円		126,672,326円
f . 分配対象収益 (1 万口当たり)		767円		1,386.26円
g . 分配金額		0円		0円
h . 分配金額 (1 万口当たり)		0円		0円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

項 目	第 1 期 自 平成27年 9 月25日 至 平成28年 9 月26日	第 2 期 自 平成28年 9 月27日 至 平成29年 9 月25日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は有価証券に関する注記に記載しております。当該ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は信託約款に基づいております。</p> <p>当ファンドが利用しております、デリバティブ取引は信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避することを目的としております。</p> <p>これらの金融商品に係る主なリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクであります。</p>	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	リスク・マネジメント・グループが日々の市場リスクの計測とモニタリングを行い、リスク管理会議に報告します。リスク管理会議は、運用方針に応じたリスク管理の手続を策定するとともに、運用部門から独立して市場リスクや運用実績の分析・評価を行い、その結果を当社の運用業務に関する意思決定機関である運用政策会議に報告します。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 1 期 平成28年 9 月26日現在	第 2 期 平成29年 9 月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 平成28年9月26日現在	第2期 平成29年9月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価 差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価 差額(円)
投資信託受益証券	26,798,092	45,302,443
親投資信託受益証券	-	17,100
合計	26,798,092	45,285,343

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第1期（平成28年9月26日現在）

種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち一年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 米ドル	273,734,049	-	271,265,890	2,468,159
合計	273,734,049	-	271,265,890	2,468,159

第2期（平成29年9月25日現在）

種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち一年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 米ドル	457,521,350	-	470,539,440	13,018,090
合計	457,521,350	-	470,539,440	13,018,090

（注）時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
（ア） 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
（イ） 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

1 株式

該当事項はありません。

2 株式以外の有価証券

投資信託受益証券

通貨	銘柄	券面総額	評価金額
米ドル	バンガード・S&P500 ETF	7,103.00	1,626,871.12
	バンガード・トータル・インターナショナル債券ETF（米ドルヘッジあり）	8,818.00	481,462.80
	バンガード・FTSE先進国市場（除く米国）ETF	10,802.00	467,834.62
	バンガード・米国トータル債券市場ETF	12,178.00	999,083.12
	バンガード・FTSE・エマージング・マーケットETF	5,294.00	233,888.92
	バンガードREIT ETF	5,448.00	449,405.52
米ドル小計		49,643.00	4,258,546.10 (479,214,193)
日本円	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	27,730.00	49,109,830
	TOPIX連動型上場投資信託	61,300.00	104,761,700
	GCIシステマティック・マクロファンドクラスA	15,762.15	170,747,966
日本円小計		104,792.15	324,619,496
合計			803,833,689 (479,214,193)

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

親投資信託受益証券

通貨	銘柄	券面総額	評価金額
日本円	GCIマネープールマザーファンド	176,000,501	175,982,900
合計		176,000,501	175,982,900

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 6銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【GCIエンダウメントファンド（安定型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 1 期 平成28年 9 月26日現在	第 2 期 平成29年 9 月25日現在
資産の部		
流動資産		
預金	18,013,649	13,788,495
金銭信託	254,422	449,698
コール・ローン	101,622,988	212,938,636
投資信託受益証券	345,037,329	1,564,083,388
親投資信託受益証券	-	532,056,790
派生商品評価勘定	2,357,478	-
未収配当金	-	1,500,023
流動資産合計	467,285,866	2,324,817,030
資産合計	467,285,866	2,324,817,030
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	27,978,345
未払解約金	1,130,937	2,686,068
未払受託者報酬	92,992	472,557
未払委託者報酬	1,116,470	5,671,210
その他未払費用	77,327	217,334
流動負債合計	2,417,726	37,025,514
負債合計	2,417,726	37,025,514
純資産の部		
元本等		
元本	1,437,021,039	1,211,752,312
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	27,847,101	177,039,204
（分配準備積立金）	18,790,378	58,352,195
元本等合計	464,868,140	2,287,791,516
純資産合計	464,868,140	2,287,791,516
負債純資産合計	467,285,866	2,324,817,030

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第 1 期 自 平成27年 9 月25日 至 平成28年 9 月26日	第 2 期 自 平成28年 9 月27日 至 平成29年 9 月25日
営業収益		
受取配当金	3,020,120	14,200,212
受取利息	682	875
有価証券売買等損益	19,691,838	45,640,132
為替差損益	1,817,495	7,879,041
その他収益	15,026	20,043
営業収益合計	20,910,171	51,982,221
営業費用		
支払利息	23,231	208,605
受託者報酬	126,693	662,832
委託者報酬	1,521,355	7,954,978
その他費用	226,070	575,278
営業費用合計	1,897,349	9,401,693
営業利益又は営業損失()	19,012,822	42,580,528
経常利益又は経常損失()	19,012,822	42,580,528
当期純利益又は当期純損失()	19,012,822	42,580,528
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	222,444	473,492
期首剰余金又は期首欠損金()	-	27,847,101
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,166,838	115,882,199
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,166,838	115,882,199
剰余金減少額又は欠損金増加額	110,115	8,797,132
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	110,115	8,797,132
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	27,847,101	177,039,204

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額、又は金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額で評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 1 期 平成28年 9 月26日現在	第 2 期 平成29年 9 月25日現在
1. 元本の推移 期首元本額	108,052,606円	437,021,039円
期中追加設定元本額	337,838,946円	1,817,856,212円
期中一部解約元本額	8,870,513円	144,124,939円
2. 受益権の総数	437,021,039口	2,110,752,312口
3. 1口当たり純資産額	1.0637円	1.0839円
1万口当たり純資産額	10,637円	10,839円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 1 期		第 2 期	
	自	平成27年 9 月25日 至 平成28年 9 月26日	自	平成28年 9 月27日 至 平成29年 9 月25日
1 . 分配金の計算過程				
a . 配当等収益 (経費控除後)		2,728,282円		11,357,612円
b . 有価証券売買等損益 (経費控除後・繰越 欠損金補填後)		16,062,096円		30,749,424円
c . 信託約款に規定される収益調整金		9,056,723円		118,687,009円
d . 信託約款に規定される分配準備積立金		0円		16,245,159円
e . 分配対象収益 (a + b + c + d)		27,847,101円		177,039,204円
f . 分配対象収益 (1 万口当たり)		637円		838.75円
g . 分配金額		0円		0円
h . 分配金額 (1 万口当たり)		0円		0円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

項 目	第 1 期 自 平成27年 9月25日 至 平成28年 9月26日	第 2 期 自 平成28年 9月27日 至 平成29年 9月25日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は有価証券に関する注記に記載しております。当該ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は信託約款に基づいております。</p> <p>当ファンドが利用しております、デリバティブ取引は信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避することを目的としております。</p> <p>これらの金融商品に係る主なリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクであります。</p>	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	リスク・マネジメント・グループが日々の市場リスクの計測とモニタリングを行い、リスク管理会議に報告します。リスク管理会議は、運用方針に応じたリスク管理の手続を策定するとともに、運用部門から独立して市場リスクや運用実績の分析・評価を行い、その結果を当社の運用業務に関する意思決定機関である運用政策会議に報告します。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 1 期 平成28年 9月26日現在	第 2 期 平成29年 9月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第 1 期 平成28年 9 月26日現在	第 2 期 平成29年 9 月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価 差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価 差額（円）
投資信託受益証券	19,520,842	45,628,086
親投資信託受益証券	-	43,210
合計	19,520,842	45,584,876

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第1期（平成28年9月26日現在）

種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち一年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 米ドル	265,867,158	-	263,509,680	2,357,478
合計	265,867,158	-	263,509,680	2,357,478

第2期（平成29年9月25日現在）

種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち一年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 米ドル	983,300,175	-	1,011,278,520	27,978,345
合計	983,300,175	-	1,011,278,520	27,978,345

（注）時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
（ア） 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
（イ） 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

1 株式

該当事項はありません。

2 株式以外の有価証券

投資信託受益証券

通貨	銘柄	券面総額	評価金額
米ドル	バンガード・S&P500 ETF	6,560.00	1,502,502.40
	バンガード・トータル・インターナショナル債券ETF（米ドルヘッジあり）	42,666.00	2,329,563.60
	バンガード・FTSE先進国市場（除く米国）ETF	11,640.00	504,128.40
	バンガード・米国トータル債券市場ETF	52,489.00	4,306,197.56
	バンガードREIT ETF	5,870.00	484,216.30
米ドル小計		119,225.00	9,126,608.26 (1,027,017,227)
日本円	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	29,890.00	52,935,190
	TOPIX連動型上場投資信託	66,080.00	112,930,720
	GCIシステムティック・マクロファンドクラスA	34,413.27	371,200,251
日本円小計		130,383.27	537,066,161
	合計		1,564,083,388 (1,027,017,227)

（注1） 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額（単位円）であります。

（注2） 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（注3） 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

親投資信託受益証券

通貨	銘柄	券面総額	評価金額
日本円	GCIマネープールマザーファンド	532,110,002	532,056,790
	合計	532,110,002	532,056,790

（注） 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 5銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

（参考）

当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象の1つとしております。
貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券の状況は以下の通りです。

「GCIマネープールマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

財務諸表

（1）貸借対照表

（単位：円）

	平成29年9月25日現在	
科目	金額	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		89,258,738
現先取引勘定		2,700,168,617
流動資産合計		2,789,427,355
資産合計		2,789,427,355
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		-
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本	1	2,789,721,113
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2	293,758
元本等合計		2,789,427,355
純資産合計		2,789,427,355
負債純資産合計		2,789,427,355

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	平成29年 9 月25日現在
1. 元本の推移	
期首	平成29年 3 月15日
期首元本額	2,100,100,000円
期首からの追加設定元本額	708,621,113円
期首からの一部解約元本額	19,000,000円
元本の内訳	
GCIエンダウメントファンド(成長型)	176,000,501円
GCIエンダウメントファンド(安定型)	532,110,002円
GCIシステムティックマクロファンドV3 クラスA(適格機関投資家専用)	2,081,610,610円
合計	2,789,721,113円
2. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回っており、 その差額であります。	293,758円
3. 受益権の総数	2,789,721,113口
4. 1口当たり純資産額	0.9999円
1万口当たり純資産額	9,999円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成29年 3月15日 至 平成29年 9月25日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は有価証券に関する注記に記載しております。当該ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は信託約款に基づいております。 これらの金融商品に係る主なリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクであります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

項目	平成29年 9月25日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	(1)有価証券 該当事項はありません。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（ 3 ） 附属明細表

第 1 有価証券明細表

1 株式

該当事項はありません。

2 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

GCIエンダウメントファンド(成長型)

(平成29年10月31日)

資産総額	1,160,110,420円
負債総額	17,348,734円
純資産総額(-)	1,142,761,686円
発行済口数	981,577,368口
1口当たり純資産額(/)	1.1642円

GCIエンダウメントファンド(安定型)

(平成29年10月31日)

資産総額	2,560,450,023円
負債総額	38,347,113円
純資産総額(-)	2,522,102,910円
発行済口数	2,289,817,894口
1口当たり純資産額(/)	1.1014円

(参考)

GCIマネープールマザーファンド

(平成29年10月31日)

資産総額	2,929,317,665円
負債総額	795円
純資産総額(-)	2,929,316,870円
発行済口数	2,929,735,116口
1口当たり純資産額(/)	0.9999円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益権の名義書換え

該当事項はありません。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（4）受益証券の不発行

当ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（5）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（6）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（7）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（8）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

（9）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定のほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成29年10月末日現在）

資本金の額：金 1 億円

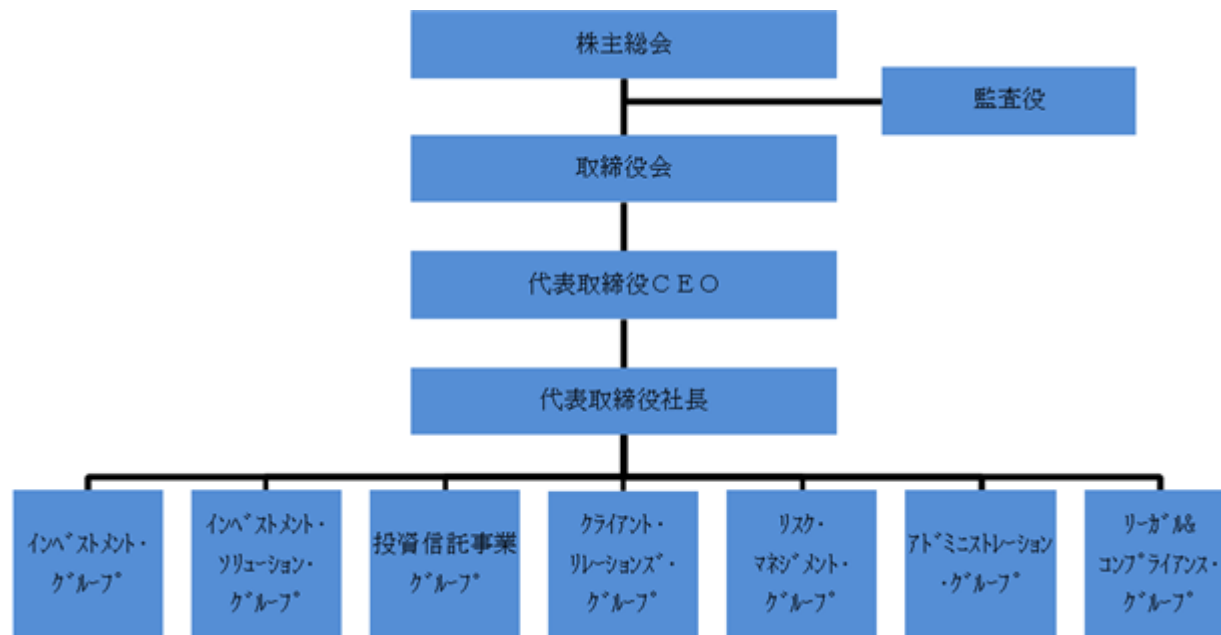
発行可能株式総数：10万株

発行済株式総数：2万3,086株

最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下のとおりです。



当社の組織は、上記のとおり、株主総会、監査役、取締役会、代表取締役CEO、代表取締役社長、以下7の業務グループにより構成されています。

取締役会は、3名の取締役から構成されており、1名の社外監査役が出席し、会社の業務執行を決定し取締役による職務の執行を監督するため、原則として月次で開催されますが、必要に応じて随時開催されます。

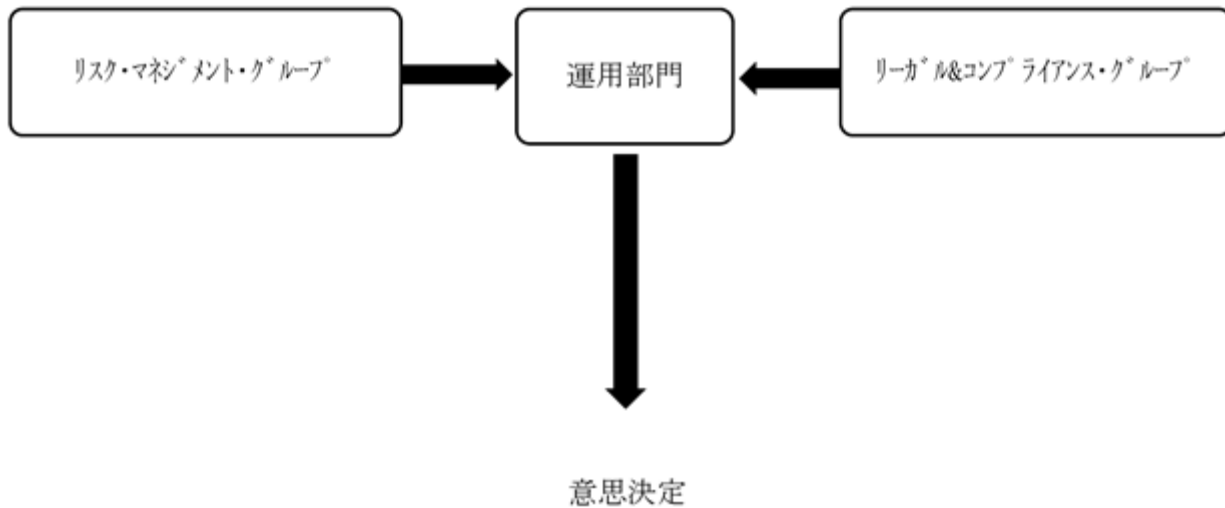
代表取締役CEOは、会社を代表して対外事項を処理するとともに、会社経営の全般を総括し、取締役会を招集してその議長として主催し、重要事項の決定を行います。代表取締役社長は、会社を代表して対外事項を処理するとともに、取締役会の決定に基づき業務の執行を統括します。

7グループは、運用方針を設定し運用実務を行うインベストメント・グループ、運用企画部門として金融商品に係る調査を行い投資家に対して投資運用に関するソリューションを提供するとともに運用の外部委託に関する業務を行うインベストメント・ソリューション・グループ（インベストメント・グループとインベストメント・ソリューション・グループを総称して、以下「運用部門」といいます。）、投資信託に関するマーケティング活動全般を行う投資信託事業グループ、営業活動その他顧客対応全般を行うクライアント・リレーションズ・グループ、運用部門が実行する戦略等に関する運用リスクの分析・モニタリングを行うリスク・マネジメント・グループ、運用部門の実行する運用の管理事務を行うアドミニストレーション・グループ、法令その他の規則の遵守状況をモニタリングしその遵守を指導するリーガル&コンプライアンス・グループにより構成されています。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定は当社の運用部門が行います。

意思決定にあたっては、リスク・マネジメント・グループによる包括的なリスク管理のレポートおよびリーガル&コンプライアンス・グループによる適時・適切な意見が反映され、リスク・マネジメントおよびコンプライアンス両側面からの牽制機能が働いております。



2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業務を行っています。

平成29年10月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

種類	本数	純資産総額（円）
単位型株式投資信託	2	4,912,765,764
追加型株式投資信託	15	31,050,217,822
合計	17	35,962,983,586

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、第19期事業年度（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）に係る中間会計期間（平成29年1月1日から平成29年6月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

財務諸表等

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成27年12月31日現在)		当事業年度 (平成28年12月31日現在)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金・預金			272,668		233,942
2 前払費用			5,476		10,264
3 未収入金			-		27
4 未収委託者報酬			4,514		66,419
5 未収運用受託報酬			79,510		137,316
6 関係会社未収金	注 2		700		-
7 未収消費税等			3,263		-
流動資産合計			366,134		447,969
固定資産					
1 有形固定資産			14,472		15,998
(1) 建物	注 1	11,160		9,543	
(2) 器具備品	注 1	3,311		6,455	
2 投資その他の資産			288,347		262,641
(1) 投資有価証券		204,780		216,167	
(2) 関係会社株式		73,246		31,129	
(3) 長期差入保証金		10,321		15,344	
固定資産合計			302,819		278,639
資産合計			668,954		726,609

区分	注記 番号	前事業年度 (平成27年12月31日現在)		当事業年度 (平成28年12月31日現在)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
1	預り金		49,631		68,903
2	未払金		74,886		74,339
3	未払費用		7,355		22,428
4	未払法人税等		283		276
5	未払消費税等		-		3,900
6	賞与引当金		-		25,093
	流動負債合計		132,157		194,943
固定負債					
1	繰延税金負債		1,315		5,100
	固定負債合計		1,315		5,100
	負債合計		133,472		200,043
(純資産の部)					
株主資本					
1	資本金		100,000		100,000
2	資本剰余金		34,067		34,067
	(1) 資本準備金	25,000		25,000	
	(2) その他資本剰余金	9,067		9,067	
3	利益剰余金		398,950		382,431
	(1) 利益準備金	127		127	
	(2) その他利益剰余金	398,822		382,304	
	繰越利益剰余金	398,822		382,304	
	株主資本合計		533,017		516,498
評価・換算差額等					
1	その他有価証券評価差額金		2,464		10,067
	評価・換算差額等合計		2,464		10,067
	純資産合計		535,481		526,565
	負債・純資産合計		668,954		726,609

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)		当事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
1 委託者報酬			12,238		121,732
2 運用受託報酬			1,122,507		819,363
3 投資助言報酬			4,620		-
営業収益合計			1,139,366		941,096
営業費用					
1 支払手数料			8,236		69,488
2 広告宣伝費			15,167		8,176
3 公告費			56		-
4 調査費			25,063		34,516
(1) 調査費		24,212		33,285	
(2) 図書費		850		1,231	
5 委託計算費			3,750		5,000
6 営業雑経費			6,692		9,639
(1) 通信費		860		957	
(2) 協会費		2,208		2,589	
(3) 諸会費		1,149		1,730	
(4) 諸経費		2,473		4,361	
営業費用合計			58,966		126,820
一般管理費					
1 給料			917,445		833,512
(1) 役員報酬		101,873		182,873	
(2) 給料・手当		245,589		291,549	
(3) 役員賞与		37,000		76,000	
(4) 従業員賞与		472,817		66,000	
(5) 賞与引当金繰入額		-		151,127	
(6) 法定福利費		43,634		47,395	
(7) 福利厚生費		16,530		18,567	
2 交際費			3,171		4,356
3 寄付金			2,000		4,050
4 旅費交通費			18,160		24,226
5 租税公課			962		328
6 不動産賃借料			27,574		31,482
7 固定資産減価償却費			3,430		4,661
8 業務委託費			69,112		92,514
9 諸経費			6,468		11,887
一般管理費合計			1,048,325		1,007,020
営業利益又は営業損失			32,073		192,744

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)		当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
営業外収益	注1				
1 受取配当金		277,494	272,106		
2 受取利息		33	25		
3 受取家賃		-	33		
4 雑収入		1,299	92		
営業外収益合計		278,827	272,258		
営業外費用					
1 為替差損		2,365	915		
2 雑損失		603	-		
営業外費用合計		2,968	915		
経常利益		307,932	78,597		
特別利益					
1 投資有価証券売却益		-	5,182		
特別利益合計		-	5,182		
特別損失					
特別損失合計		-	-		
税引前当期純利益	307,932	83,780			
法人税、住民税及び事業税	282	290			
法人税等調整額	-	-			
当期純利益	307,650	83,490			

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

前事業年度
（自平成27年1月1日 至平成27年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金		評価・換算差額等合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	100,000	25,000	9,067	34,067	127	104,192	104,320	238,387	2	2	238,384
当期変動額											
当期純利益	-	-	-	-	-	307,650	307,650	307,650	-	-	307,650
剰余金の配当（ ）	-	-	-	-	-	13,020	13,020	13,020	-	-	13,020
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	2,467	2,467	2,467
当期変動額合計	-	-	-	-	-	294,629	294,629	294,629	2,467	2,467	297,096
当期末残高	100,000	25,000	9,067	34,067	127	398,822	398,950	533,017	2,464	2,464	535,481

当事業年度
（自平成28年1月1日 至平成28年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金		評価・換算差額等合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	100,000	25,000	9,067	34,067	127	398,822	398,950	533,017	2,464	2,464	535,481
当期変動額											
当期純利益	-	-	-	-	-	83,490	83,490	83,490	-	-	83,490
剰余金の配当（ ）	-	-	-	-	-	100,008	100,008	100,008	-	-	100,008
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	7,602	7,602	7,602
当期変動額合計	-	-	-	-	-	16,518	16,518	16,518	7,602	7,602	8,915
当期末残高	100,000	25,000	9,067	34,067	127	382,304	382,431	516,498	10,067	10,067	526,565

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(1) 子会社株式および関係会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

器具備品 4～8年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失については、個別に回収可能性を検討し計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度末対応分を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成27年12月31日現在)	当事業年度 (平成28年12月31日現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	1. 有形固定資産の減価償却累計額
建物 4,388千円	建物 6,006千円
器具備品 4,194千円	器具備品 5,657千円
2. 関係会社に対する資産および負債	2. 関係会社に対する資産および負債
関係会社未収金 700千円	関係会社未収金 - 千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は次の通りであります。	1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は次の通りであります。
受取配当金 277,494千円	受取配当金 272,106千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	23,086株	-	-	23,086株
合計	23,086株	-	-	23,086株

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年3月23日 定時株主総会	普通株式	13,020	利益剰余金	564	平成26年12月31日	平成27年3月24日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年3月28日 定時株主総会	普通株式	100,008	利益剰余金	4,332	平成27年12月31日	平成28年3月29日

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	23,086株	-	-	23,086株
合計	23,086株	-	-	23,086株

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年3月28日 定時株主総会	普通株式	100,008	利益剰余金	4,332	平成27年12月31日	平成28年3月29日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年3月27日 定時株主総会（予定）	普通株式	50,004	利益剰余金	2,166	平成28年12月31日	平成29年3月28日

（金融商品に関する注記）

前事業年度（平成27年12月31日現在）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド（投資信託を含む）組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権たる営業収益に係る未収収益は、年金投資一任及び外国籍ファンドに係る未収運用受託報酬並びに投資信託に係る未収委託者報酬で構成され、これらは信用リスクにさらされております。外国籍ファンドに係る未収運用受託報酬及び投資信託に係る未収委託者報酬についてはリスク・マネジメント・グループにおいて運用リスクを監視することにより適切な運用を担保し、信用リスクを管理しております。また年金投資一任に係る未収運用受託報酬は、国内年金基金が債務者であることを考慮すると、信用リスクはきわめて限定的と考えており、特段のリスク管理は行っておりません。

投資有価証券は、シードマネーとしての時価のある投資信託受益証券であり、市場価格の変動リスクにさらされております。当該リスクは、投資信託の基準価額をアドミニストレーション・グループにて日次で把握し、予想を超える値動きがあった場合には部門長に報告する等の方法により管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	272,668	272,668	-
(2)未収委託者報酬	4,514	4,514	-
(3)未収運用受託報酬	79,510	79,510	-
(4)関係会社未収金	700	700	-
(5)未収消費税等	3,263	3,263	-
(6)投資有価証券	204,780	204,780	-
資産計	565,437	565,437	-
(7)未払金	74,886	74,886	-
(8)未払費用	7,355	7,355	-
(9)預り金	49,631	49,631	-
(10)未払法人税等	290	290	-
負債計	132,163	132,163	-

注1：金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)関係会社未収金、(5)未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

投資有価証券は投資信託であり、その時価については、投資信託の基準価額によっております。

(7)未払金、(8)未払費用、(9)預り金、(10)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：子会社株式(貸借対照表計上額：関係会社株式73,246千円)は市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることが困難であり、従って時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。

注3：金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1)現金・預金	272,668	-	-	-
(2)未収委託者報酬	4,514	-	-	-
(3)未収運用受託報酬	79,510	-	-	-
(4)関係会社未収金	700	-	-	-
(5)未収消費税等	3,263	-	-	-
(6)投資有価証券	-	-	-	204,780
合計	360,657	-	-	204,780

当事業年度(平成28年12月31日現在)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド(投資信託を含む)組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権たる営業収益に係る未収収益は、年金投資一任及び外国籍ファンドに係る未収運用受託報酬並びに投資信託に係る未収委託者報酬で構成され、これらは信用リスクにさらされております。外国籍ファンドに係る未収運用受託報酬及び投資信託に係る未収委託者報酬についてはリスク・マネジメント・グループにおいて運用リスクを監視することにより適切な運用を担保し、信用リスクを管理しております。また年金投資一任に係る未収運用受託報酬は、国内年金基金が債務者であることを考慮すると、信用リスクはきわめて限定的と考えており、特段のリスク管理は行っておりません。

投資有価証券は、シードマネーとしての時価のある投資信託受益証券であり、市場価格の変動リスクにさらされております。当該リスクは、投資信託の基準価額をアドミニストレーション・グループにて日次で把握し、予想を超える値動きがあった場合には部門長に報告する等の方法により管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	233,942	233,942	-
(2)未収委託者報酬	66,419	66,419	-
(3)未収運用受託報酬	137,316	137,316	-
(4)未収入金	27	27	-
(5)投資有価証券	216,167	216,167	-
資産計	653,873	653,873	-
(6)未払金	74,339	74,339	-
(7)未払費用	22,428	22,428	-
(8)預り金	68,903	68,903	-
(9)未払消費税等	3,900	3,900	-
(10)未払法人税等	276	276	-
負債計	169,849	169,849	-

注１：金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

（１）現金・預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収運用受託報酬、（４）未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（５）投資有価証券

投資有価証券は投資信託であり、その時価については、投資信託の基準価額によっております。

（６）未払金、（７）未払費用、（８）預り金、（９）未払消費税等、（１０）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：子会社株式(貸借対照表計上額：関係会社株式31,129千円)は市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることが困難であり、従って時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。

注3：金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1)現金・預金	233,942	-	-	-
(2)未収委託者報酬	66,419	-	-	-
(3)未収運用受託報酬	137,316	-	-	-
(4)未収入金	27	-	-	-
(5)投資有価証券	-	-	-	216,167
合計	437,705	-	-	216,167

(有価証券関係)

前事業年度(平成27年12月31日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式73,246千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

区分	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託	203,800	200,000	3,800
小計	203,800	200,000	3,800
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託	980	1,000	20
小計	980	1,000	20
合計	204,780	201,000	3,780

当事業年度(平成28年12月31日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式31,129千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

区分	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託	215,250	200,000	15,250
小計	215,250	200,000	15,250
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託	917	1,000	82
小計	917	1,000	82
合計	216,167	201,000	15,167

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （平成27年12月31日）	当事業年度 （平成28年12月31日）
繰延税金資産		
賞与引当金	-	8,726
資産除去債務	959	1,473
繰越欠損金	64,953	87,528
繰延税金資産小計	65,912	97,728
評価性引当額	65,912	97,728
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,315	5,100
繰延税金負債合計	1,315	5,100
繰延税金資産の純額	1,315	5,100

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （平成27年12月31日）	当事業年度 （平成28年12月31日）
法定実効税率	34.6%	33.9%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.2%	31.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	29.6%	104.5%
住民税均等割	0.1%	0.4%
評価性引当金の増減額	9.2%	38.1%
その他	0.0%	2.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.1%	0.4%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成29年1月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の34.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年1月1日から平成30年12月31日までのものは34.1%、平成31年1月1日以降のものについては33.9%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額及び当事業年度の法人税等調整額に影響はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当はありません。

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 関連会社に関する事項 (単位:千円)

関連会社に対する投資の金額	31,129
持分法を適用した場合の投資の金額	327,041
持分法を適用した場合の投資利益の金額	38,165

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は開示対象特別目的会社を有していません。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	その他	合計
121,145	1,013,599	4,620	1,139,366

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	その他	合計
249,037	692,058	-	941,096

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

前事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	Caygan Capital Pte. Ltd.	Singapore	1,250 (千シンガポールドル)	投資運用業	(所有) 直接 80%	役員の兼任	人件費の立替 (*1)	4,200	関係会社未収金	700

(注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 人件費の立替については、業務内容を考慮し、子会社との協議のうえ決定しております。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	株式会社G C I キャピタル	東京都千代田区	10,000 (千円)	投資サービス業		役員の兼任	ITに関する業務の委託 (*1)	3,600		
							家賃等の支払 (*2)	27,574	前払費用	2,357
							人件費の立替 (*3)	3,205		

(注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) ITに関する業務の委託については、市場価格を参考に、兄弟会社との協議のうえ決定しております。

(*2) 家賃等の支払については、市場の実勢価格を参考に、兄弟会社との協議のうえ決定しております。

(*3) 人件費の立替については、業務内容を考慮し、兄弟会社との協議のうえ決定しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ストレイツ株式会社（非上場）

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	Caygan Capital Pte. Ltd.	Singapore	1,250 (千シンガポール)	投資運用業	(所有) 直接 34%	役員の兼任	人件費の立替 (*1)	2,100	関係会社未収金	

- (注) 1 期中に保有株式の一部売却を行っているため、期末時点の区分は関連会社となっております。
 2 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 3 取引条件及び取引条件の決定方針等
 (*1) 人件費の立替については、業務内容を考慮し、子会社との協議のうえ決定しております。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	株式会社G C I キャピタル	東京都千代田区	10,000 (千円)	投資サービス業		役員の兼任	IT及び運用リサーチ等に関する業務の委託(*1)	10,000		
							家賃等の支払(*2)	13,860		
							人件費の立替(*3)	836		

- (注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2 取引条件及び取引条件の決定方針等
 (*1) IT及び運用リサーチ等に関する業務の委託については、市場価格を参考に、兄弟会社との協議のうえ決定しております。
 (*2) 家賃等の支払については、市場の実勢価格を参考に、兄弟会社との協議のうえ決定しております。
 (*3) 人件費の立替については、業務内容を考慮し、兄弟会社との協議のうえ決定しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ストレイツ株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社はCaygan Capital Pte. Ltd.であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成28年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

(千円)

Caygan Capital Pte. Ltd.

流動資産合計	1,008,734
固定資産合計	65,564
流動負債合計	112,411
固定負債合計	0
純資産合計	1,074,298
売上高	1,325,512
税引前当期純利益	942,091
当期純利益	834,313

(注) Caygan Capital Pte. Ltd.は子会社でしたが、保有株式を一部売却し関連会社となったため、当事業年度から重要な関連会社としております。

（ 1 株当たり情報 ）

前事業年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)		当事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	
1 株当たり純資産額	23,195円07銭	1 株当たり純資産額	22,808円89銭
1 株当たり当期純利益	13,326円26銭	1 株当たり当期純利益	3,616円49銭
1 株当たり純資産額の算定上の基礎 貸借対照表の純資産の部の合計額 535,481千円 普通株式以外に帰属する純資産合計額 該当事項はありません。 普通株式に係る当事業年度末の純資産額 535,481千円 普通株式の当事業年度末株式数 23,086株		1 株当たり純資産額の算定上の基礎 貸借対照表の純資産の部の合計額 526,565千円 普通株式以外に帰属する純資産合計額 該当事項はありません。 普通株式に係る当事業年度末の純資産額 526,565千円 普通株式の当事業年度末株式数 23,086株	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 307,650千円 普通株式以外に帰属する純利益 該当事項はありません。 普通株式に係る当期純利益 307,650千円 普通株式の当期中平均株式数 23,086株		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 83,490千円 普通株式以外に帰属する純利益 該当事項はありません。 普通株式に係る当期純利益 83,490千円 普通株式の当期中平均株式数 23,086株	

（注）潜在株式調整後1株当たり純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載してありません。

（重要な後発事象）

該当はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		当中間会計期間 (平成29年6月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
流動資産			
1		現金・預金	400,125
2		前払費用	9,849
3		未収委託者報酬	118,981
4		未収運用受託報酬	373,685
5		未収入金	253
		流動資産合計	902,894
固定資産			
1		有形固定資産	16,884
(1)	注1	建物	9,450
(2)	注1	器具備品	7,434
2		投資その他の資産	212,816
(1)		投資有価証券	166,859
(2)		関係会社株式	31,129
(3)		長期差入保証金	14,827
		固定資産合計	229,701
		資産合計	1,132,595

		当中間会計期間 (平成29年6月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(負債の部)			
流動負債			
1	預り金		31,877
2	未払金		22,037
3	未払費用		32,874
4	未払法人税等		145
5	未払消費税等		8,582
6	賞与引当金		231,776
	流動負債合計		327,293
固定負債			
1	繰延税金負債		4,176
	固定負債合計		4,176
	負債合計		331,469
(純資産の部)			
株主資本			
1	資本金		100,000
2	資本剰余金		34,067
	(1) 資本準備金	25,000	
	(2) その他資本剰余金	9,067	
3	利益剰余金		658,505
	(1) 利益準備金	127	
	(2) その他利益剰余金	658,378	
	繰越利益剰余金	658,378	
	株主資本合計		792,573
評価・換算差額等			
1	その他有価証券評価差額金		8,553
	評価・換算差額等合計		8,553
	純資産合計		801,126
	負債・純資産合計		1,132,595

(2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年 6月30日)	
		金額(千円)	
営業収益			
1 委託者報酬			172,585
2 運用受託報酬			703,559
営業収益合計			876,145
営業費用			
1 支払手数料			61,047
2 広告宣伝費			17,695
3 調査費			20,240
(1) 調査費		19,917	
(2) 図書費		322	
4 委託計算費			2,688
5 営業雑経費			5,924
(1) 通信費		1,144	
(2) 協会費		1,313	
(3) 諸会費		1,181	
(4) 諸経費		2,285	
営業費用合計			107,596
一般管理費			
1 給料			538,171
(1) 役員報酬		96,836	
(2) 給料・手当		185,951	
(3) 役員賞与		10,000	
(4) 賞与引当金繰入額		206,683	
(5) 法定福利費		24,342	
(6) 福利厚生費		14,356	
2 交際費			3,557
3 寄付金			2,000
4 旅費交通費			18,772
5 租税公課			274
6 不動産賃借料			17,363
7 固定資産減価償却費			2,448
8 業務委託費			50,892
9 諸経費			9,001
一般管理費合計			642,481
営業利益又は営業損失			126,067

		当中間会計期間 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年 6月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業外収益			
1 受取配当金	注 1		217,053
2 受取利息			0
3 有価証券売却益			235
4 為替差益			338
5 雑収入			185
営業外収益合計			217,814
営業外費用			
1 支払手数料			552
営業外費用合計			552
経常利益			343,328
特別利益			
1 投資有価証券売却益			3,894
特別利益合計			3,894
特別損失			
1 役員退職慰労金			21,000
特別損失合計			21,000
税引前中間純利益			326,223
法人税、住民税及び事業税			145
法人税等調整額			-
中間純利益			326,078

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間
(自平成29年1月1日 至平成29年6月30日)

(単位:千円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	100,000	25,000	9,067	34,067	127	382,304	382,431	516,498	10,067	10,067	526,565
当中間期変動額											
中間純利益	-	-	-	-	-	326,078	326,078	326,078	-	-	326,078
剰余金の配当()	-	-	-	-	-	50,004	50,004	50,004	-	-	50,004
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	1,513	1,513	1,513
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	276,074	276,074	276,074	1,513	1,513	274,560
当中間期末残高	100,000	25,000	9,067	34,067	127	658,378	658,505	792,573	8,553	8,553	801,126

重要な会計方針

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

（１）関係会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

（２）その他有価証券

時価のあるもの

当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しております。

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

器具備品 4～8年

3．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒損失については、個別に回収可能性を検討し計上しております。

（２）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 (平成29年6月30日現在)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	6,725千円
器具備品	6,329千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)	
1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は次の通りであります。	
受取配当金	217,053千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	23,086株	-	-	23,086株
合計	23,086株	-	-	23,086株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年3月27日 定時株主総会	普通株式	50,004	利益剰余金	2,166	平成28年12月31日	平成29年3月28日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

当中間会計期間（平成29年6月30日現在）

1．金融商品の時価等に関する事項

平成29年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	400,125	400,125	-
(2)未収委託者報酬	118,981	118,981	-
(3)未収運用受託報酬	373,685	373,685	-
(4)未収入金	253	253	-
(5)投資有価証券	166,859	166,859	-
資産計	1,059,905	1,059,905	-
(6)未払金	22,037	22,037	-
(7)未払費用	32,874	32,874	-
(8)預り金	31,877	31,877	-
(9)未払法人税等	145	145	-
(10)未払消費税等	8,582	8,582	-
負債計	95,516	95,516	-

注1：金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、（4）未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）投資有価証券

投資有価証券は投資信託であり、その時価については、投資信託の基準価額によっております。

（6）未払金、（7）未払費用、（8）預り金、（9）未払法人税等、（10）未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：関連会社株式（中間貸借対照表計上額：関係会社株式31,129千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることが困難であり、従って時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（平成29年6月30日現在）

1．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当中間会計期間の中間貸借対照表計上額は関係会社株式31,129千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

区分	中間貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	165,926	153,130	12,796
小計	165,926	153,130	12,796
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	933	1,000	66
小計	933	1,000	66
合計	166,859	154,130	12,729

（持分法損益等）

当中間会計期間（自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日）

1．関連会社に関する事項（単位：千円）

関連会社に対する投資の金額	31,129
持分法を適用した場合の投資の金額	126,870
持分法を適用した場合の投資利益の金額	180,913

2．開示対象特別目的会社に関する事項

当社は開示対象特別目的会社を有しておりません。

(セグメント情報等)

当中間会計期間(自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

(単位:千円)

日本	ケイマン	合計
245,410	630,734	876,145

(注)営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地(ファンドの場合は組成地)を基礎として分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年 6月30日)	
1 株当たり純資産額	34,701円85銭
1 株当たり中間純利益	14,124円51銭
1 株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	801,126千円
普通株式以外に帰属する純資産合計額	
該当事項はありません。	
普通株式に係る中間期末の純資産額	801,126千円
普通株式の中間期末株式数	23,086株
1 株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	326,078千円
普通株式以外に帰属する中間純利益	
該当事項はありません。	
普通株式に係る中間純利益	326,078千円
普通株式の期中平均株式数	23,086株

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。)

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。)

(3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（平成29年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円 (平成29年3月31日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社S B I証券	48,323百万円 (平成29年9月30日現在)	同上
高木証券株式会社	11,069百万円 (平成29年3月末現在)	同上
三田証券株式会社	500百万円 (平成29年10月末日現在)	同上
共和証券株式会社	500百万円 (平成29年10月末日現在)	同上
株式会社新生銀行	512,204百万円 (平成29年9月末日現在)	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<再信託受託者の概要>

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
 資本金の額 : 10,000百万円(平成29年3月末日現在)
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当計算期間において、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる以下の書類を提出しています。

平成28年11月21日	有価証券届出書の訂正届出書
平成28年12月21日	有価証券報告書
	有価証券届出書
平成29年5月9日	有価証券届出書の訂正届出書
平成29年6月26日	半期報告書
	有価証券届出書
平成29年8月9日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成29年3月24日

株式会社 G C Iアセット・マネジメント

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社G C Iアセット・マネジメントの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社G C Iアセット・マネジメントの平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年11月8日

株式会社G C Iアセット・マネジメント

取締役会 御中

P w Cあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGCI エンダウメントファンド（成長型）の平成28年9月27日から平成29年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GCI エンダウメントファンド（成長型）の平成29年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

株式会社G C Iアセット・マネジメント及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年11月8日

株式会社G C Iアセット・マネジメント

取締役会 御中

P w Cあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGCI エンダウメントファンド(安定型)の平成28年9月27日から平成29年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GCI エンダウメントファンド(安定型)の平成29年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

株式会社G C Iアセット・マネジメント及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年9月22日

株式会社 G C Iアセット・マネジメント

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社G C Iアセット・マネジメントの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（平成29年1月1日から平成29年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社G C Iアセット・マネジメントの平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年1月1日から平成29年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1． 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。